

各都道県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）

住家の被害認定調査における第2次調査や再調査について

住家の被害認定調査における第2次調査や再調査については、これまでも事務連絡や自治体向けの説明会等において、累次にわたり周知しているところですが、罹災証明書に記載される住家被害等の調査結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与えるものであることに鑑み、このたび、改めて下記のとおりお知らせしますので、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

記

水害における浸水深や堆積の深さによる判定等の第1次調査は、あくまで簡易な判定方法であり、被災者は第2次調査や再調査の依頼をすることが可能である旨、被災住民に十分周知するよう改めてお願いいたします。

なお、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（平成30年3月）においては、再調査の依頼が可能である旨をホームページで周知した事例、罹災証明書にその旨を追記し周知した事例等を掲載するとともに、罹災証明書に係る広報の方法や、再調査の実施に係る留意事項等をまとめております。

これらを参考としつつ、被災住民に幅広く周知出来る方法をご検討の上、適切に周知をお願いいたします。

（参 考）「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（平成30年3月）
第5章 罹災証明書の交付と第2次調査・再調査の実施

http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/h3003saigai_tebiki_5.pdf

全 文

http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/h3003saigai_tebiki_full.pdf

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付

原、佐藤

tel 03-3501-5696/fax 03-3501-6820